

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する
障害者支援施設等に準ずる者の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県において、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達
の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）で規定する障害者就労施設等と随意契約
ができる環境を整え、物品等の調達を推進するため、地方自治法施行令（昭和22年政令
第16号）第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設に準ずる者の認定に必要
な基準及び認定手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(認定の対象者)

第2条 障害者支援施設等に準ずる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、知事
の認定を受けたものとする。

(1) 障害者を多数雇用している企業

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用
促進法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所

イ 次に掲げる要件の全てを満たす事業所

(ア) 障害者の雇用者数が5人以上であること。

(イ) 障害者の割合が従業員の20%以上であること。

(ウ) 雇用している障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割
合が30%以上であること。

(2) 障害者雇用促進法第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第12
3号）に規定する、就労継続支援事業所等を利用する障害者の製作品、生産品の販売
促進及び就労継続支援事業所等に関する広報活動等の事業を専ら行う者及びこれに準
ずる者

(認定基準)

第3条 障害者支援施設等に準ずる者として認定する場合は、次に掲げる基準を全て満た
すものとする。

(1) 沖縄県内に住所を有すること。

(2) 障害者の自立支援を目的とし、就労機会の確保に努めていること。

(3) 事業に必要な人員配置がなされており、責任者と常に連絡がとれる体制であること。

2 前項の規定に関わらず次の各号のいずれかに該当する者は認定の対象としない。

- (1) 法令等に違反している者
- (2) 県税等に滞納があるもの
- (3) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者
- (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
- (6) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団又は暴力団員の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる者
- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

（認定の申請）

第4条 第2条の認定を受けようとする者は、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、知事に提出するものとする。

（認定）

第5条 知事は、前条の規定による申請があったときは、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の12第2項の規定により、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、その内容を審査し、適当と認めるときは障害者支援施設等に準ずる者の認定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定却下通知書（第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（認定内容の変更）

第6条 第5条により認定を受けた者は、施設等の名称、所在地、代表者等の認定事項の内容に変更が生じたときは、速やかに事項変更届出（第4号様式）を知事に届け出るものとする。

(認定の辞退)

第7条 認定団体の認定を受けた者は、認定を辞退するときは、障害者支援施設等に準ずる者の辞退届（第5号様式）により、知事に届け出なければならない。

(認定要件喪失の届出)

第8条 第5条により認定を受けた者は、第2条の認定基準に合致しなくなった場合は、速やかに認定要件喪失届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の届出があったときは、認定を取り消し、その旨を公表するものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、第5条により認定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 第2条各号のいずれかに該当する者でなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により認定を受けたことが明らかになったとき。
- (3) 重大な法令違反等不正な行為があったと認められるとき。

2 知事は、前項の規定により取消しをしたときは、障害者支援施設等に準ずる者の認定取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(共同受注窓口を契約の相手方とする場合の運用)

第10条 共同受注窓口を契約の相手方として、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する随意契約（以下「3号随契」という。）を締結する場合の運用については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共同受注窓口を契約の相手方とする3号随契は、当該共同受注窓口が県内に主たる事務所を置く障害者就労施設等に物品及び役務の調達があっせん又は仲介を行うものに限ること。
- (2) 当該共同受注窓口は、3号随契を締結する際、当該契約において物品及び役務の調達があっせん又は仲介を受ける障害者就労施設等の名称及び各施設への発注内容が分かる書類を、知事に提出しなければならないこと。

(実地調査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、第5条により認定を受けた者に対して、障害者支援施設等に準ずる者の認定申請書又はその添付書類に記載された内容について、実地の調査又は説明を求めることができる。

(報告)

第12条 知事から報告の求めがあったときは、第5条により認定を受けた者は、知事に報告しなければならない。

(認定の公表)

第13条 知事は、第5条の規定により認定を行ったときは、その旨を公表するものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、沖縄県障害福祉課長が定める。

附則

この要綱は平成31年2月4日から施行する。

附則

この要綱は令和5年3月1日から施行する。